平成２８年（フ）第１０３６号
京都府八幡市男山金振４番地24　ユニハイム金振13号室
債務者　桑田　和子（旧姓二村）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
兵庫県加西市北条町北条273番地の３　２―301号
債務者　眞野　光義
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１１９号
長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1758番地
債務者　西野満喜雄
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1758番地
債務者　西野　　恵
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
奈良県天理市石上町506番地１　プリメールＡ102号室
債務者　細木　弘一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３４０号
奈良市南京終町３丁目393番地の２　田中ハイツ204号
債務者　近藤　祐孝（旧姓尾本）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０９号
山口県宇部市明神町２丁目３番32号
債務者　松本稔こと　朴　　稔
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４０６９号
大阪市住吉区殿辻２丁目５番14号　メゾン沢之町３Ａ号、前住所大阪府富田林市不動ヶ丘町12番15号
債務者　柳　　健太
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８３号
大阪府豊中市豊南町南５丁目６番20―204号
債務者　平山さつきこと　ＳＨＩＮ　ＫＥＵＭ　ＳＯＯＮ　申金純
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３０号
大阪府柏原市太平寺２丁目２番15号
債務者　打谷　昌義
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３１号
大阪府柏原市太平寺２丁目２番15号
債務者　打谷真由美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１７１号
大阪府東大阪市高井田６番14号　ジョイライフ永和　306号、前住所大阪府東大阪市川俣１丁目11番２号　メゾンプランシェール103号
債務者　常光　正実
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９６号
大阪市城東区森之宮２丁目９番1405号
債務者　米倉　澄子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８０７号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目13番25号　シャトルハリマ502号
債務者　上杉三和子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６号
福岡県築上郡上毛町大字下唐原1309番地１下野地団地Ｇ棟
債務者　南　　明典
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
北海道北見市番場町１番29号　コーポラスみやび205号
債務者　マルヨそば処更科こと　柴田　道広
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１２１７号
さいたま市北区土呂町２丁目89番地５　グランシャリオ大宮307号室
債務者　高崎　恒義
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係